

能登牛認定店実施要領

(平成23年11月25日制定)

(平成30年4月1日改正)

(目的)

第1条 この要領は、能登牛を取り扱う食肉販売店、飲食店及び宿泊施設の認定制度の実施について必要な事項を定めることにより、県民や観光客等に広く能登牛を周知するとともに、能登牛の生産振興や消費の拡大、ブランド力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 能登牛 能登牛銘柄推進協議会（以下「銘柄協」という。）が定める基準を満たした牛肉をいう。
- (2) 販売店 能登牛を消費者に販売している食肉販売店をいう。
- (3) 飲食店 能登牛を使用したメニューを提供している飲食店をいう。
- (4) 宿泊施設 能登牛を使用したメニューを宿泊者等に提供している宿泊施設をいう。
- (5) 認定店 能登牛銘柄推進協議会が認定した販売店、飲食店及び宿泊施設を能登牛認定店という。

(認定の要件)

第3条 認定を受けようとする販売店は、能登牛枝肉販売会等における購買者を含む、能登牛の購入に至るまでの取扱店及び全国農業協同組合連合会石川県本部又は石川県食肉事業協同組合連合会の推薦を得るものとする。

なお、全国農業協同組合連合会石川県本部はこの限りでない。

- 2 認定を受けようとする飲食店又は宿泊施設は、能登牛枝肉販売会等における購買者を含む、能登牛の購入に至るまでの取扱店及び全国農業協同組合連合会石川県本部又は石川県食肉事業協同組合連合会の推薦を得るものとする。
- 3 認定店の推薦基準については以下のとおりとする。
 - (1) 販売店
 - ① 能登牛をおおむね年間3頭以上購入していること。なお、部分肉の場合は1頭を300kgとして換算するものとする。
 - ② 能登牛のPRに積極的であること。
 - (2) 飲食店
 - ① 常時、メインメニューで能登牛を提供していること。
 - ② 能登牛をおおむね年間100kg以上購入していること。
 - ③ 能登牛のイメージアップにふさわしい店であること。
 - (3) 宿泊施設
 - ① 常時、能登牛を含む宿泊プランを提供していること。
 - ② 能登牛を含む宿泊プランのPRに積極的であること。

(認定の申請)

第4条 認定の申請しようとする者は、別記様式の申請書、前条に掲げる推薦書及び銘柄協が必要とする書類を全国農業協同組合連合会石川県本部又は石川県食肉事業協同組合連合会を經由し、銘柄協に提出しなければならない。

(申請の認定)

第5条 銘柄協は、前条の規定による申請があった場合、会長が招集する審査委員会において認定の可否を決定し、審査結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の認定は、別に定める認定料の受領をもって行うものとする。

(認定の表示)

第6条 前条の規定による認定を受けた取扱店は、当該店舗に銘柄協が発行する認定証を表示しなければならない。

(認定の有効期間)

第7条 第5条による認定の有効期間は認定の日から毎年12月31日までとする。ただし、第8条による更新手続をした場合は1年間とする。

(認定の更新)

第8条 認定店の更新は、毎年1月1日に行うものとする。

1 前項の規定により認定期間の更新を申請する店は、その認定の有効期間が満了する日の1ヵ月前までに更新の申請を行うものとする。

2 前項の規定により認定期間の更新を申請する店は、別に定める更新届及び更新料を添えて行うものとする。

3 第1項の規定により更新される認定の有効期間は、第5条の規定による認定の有効期限の満了する日の翌日から1年間とする。

(認定機関の支援)

第9条 銘柄協は、認定店に対して、次の各号の事項について積極的に支援するものとする。

(1) 認定店の消費者への広報宣伝活動

(2) 能登牛に関する情報や販売を促進するための資材の提供

(認定店の責務)

第10条 認定店は、この要領に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意するものとする。

(1) 消費者に能登牛を販売又は提供する場合、当該能登牛の「能登牛証明書」又はその写しを表示すること。

(2) 能登牛ブランドの向上に努めること。

(届出義務)

第11条 認定店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに銘柄協に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は名称を変更したとき。
- (2) その他申請書記載事項等に変更があったとき。

(点検指導)

第12条 銘柄協は、必要に応じ認定店に対して、点検指導を行うことができるものとし、認定店は求めに応じて取扱状況を明示しなければならない。

- 2 前項の規定による点検指導の結果、適正でないと認めたときには、認定店に対してその改善を指示することができる。

(認定店の取消し)

第13条 銘柄協は、次のいずれかに該当するときは、認定を取消することができる。

- (1) 認定店が認定の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 認定店から認定の取消しの申出があったとき。
- (3) 虚偽の申請により認定されたとき。
- (4) 認定看板等を不適切に使用したとき。
- (5) 認定店が前条の規定による指導後の改善の指示に従わない場合で、従わないことに正当な理由がないとき。
- (6) その他、認定店がこの要領による制度の運用について重大な支障をきたす行為をしたとき。

- 2 前項の規定による取り消しを受けた販売店、飲食店又は宿泊施設は、取り消し後1年以内の再申請を認めない。

- 3 認定の取り消しを行った場合において、既に納入した認定料及び更新料は返還しない。また、銘柄協が提供した全ての資材を銘柄協が指定する期日までに速やかに返却すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、銘柄協が別に定める。

附則 第5条に基づき、平成23年中に認定したものについては、第7条による有効期限を平成24年12月31日までとする。

附則 本要領の改正後の規定は、平成30年4月1日から適用するものとする。